

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-82 大型後部反射器</p> <p>7-82-1 装備要件</p> <p>貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が7t以上のものの後面には、7-81の基準に適合する後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。(保安基準第38条の2第1項関係)</p> <p>7-82-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 大型後部反射器は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車の存在を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第38条の2第2項関係、細目告示第55条第1項関係、細目告示第133条第1項関係)</p> <p>① 大型後部反射器は、反射部又は反射部及び蛍光部からなる一片の長さが130mm以上、幅が130mm以上150mm以下(被牽引自動車に備えるものにあつては、195mm以上230mm以下)の長方形であり、かつ、長さの合計が1,130mm以上2,300mm以下であること。</p> <p>② 被牽引自動車に備える大型後部反射器は、黄色の反射部が赤色の反射部又は蛍光部によって囲まれており、かつ、黄色の反射部を囲む赤色の反射部又は蛍光部の幅が40±1mmであること。</p> <p>③ 被牽引自動車以外の自動車に備える大型後部反射器は、黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部からなる水平面と45±5°の角度をなす縞模様であり、かつ、黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部の幅が100±2.5mmであること。</p> <p>④ 大型後部反射器は、夜間にその後方150mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。</p> <p>⑤ 大型後部反射器は、昼間においてその後方150mの位置からその赤色部を確認できるものであること。</p> <p>⑥ 大型後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる大型後部反射器であつて、その性能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第133条第2項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた大型後部反射器</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている大型後部反射器</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた大型後部反射器</p> <p>④ ③に準ずる性能を有する大型後部反射器</p> <p>7-82-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第38条の2第3項関係)</p> <p>この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第55条第2項関係、細目告示第133条第3項関係)</p> <p>① 大型後部反射器の数は、1個、2個又は4個であること。</p>	<p>8-82 大型後部反射器</p> <p>8-82-1 装備要件</p> <p>貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が7t以上のものの後面には、8-81の基準に適合する後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。(保安基準第38条の2第1項)</p> <p>8-82-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 大型後部反射器は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車の存在を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第38条の2第2項関係、細目告示第211条第1項関係)</p> <p>① 大型後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 大型後部反射器の性能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第211条第2項関係)</p> <p>8-82-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第38条の2第3項関係)</p> <p>この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第211条第3項関係)</p> <p>① 大型後部反射器の数は、1個、2個又は4個であること。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>② 大型後部反射器は、その下縁の高さが地上 250mm 以上（セミトレーラであって、自動車の構造上、大型後部反射器を地上 250mm 以上の位置に取付けることができない場合には、地上 250mm より下のできるだけ高い位置）であり、かつ、大型後部反射器の上縁の高さが地上 1,500mm 以下（自動車の構造上、大型後部反射器を地上 1,500mm 以下に取付けることができない場合には、地上 2,100mm より下であり、かつ、地上 1,500mm を超えるできるだけ低い位置）となるように取付けられていること。</p> <p>③ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及びセミトレーラを牽引する牽引自動車以外の自動車に備える大型後部反射器の反射部及び蛍光部は、当該大型後部反射器の中心を含む自動車の進行方向に直交する水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面（当該大型後部反射器の上縁の高さが地上 750mm 未満の位置に取付けられている場合には、下方 5° の平面）並びに当該大型後部反射器の中心を含む自動車の進行方向に平行な鉛直面より左方 30° 及び右方 30° の平面により囲まれる範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる反射部及び蛍光部のうち、少なくとも 7-82-2 (1) に規定する性能を損なわない部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>④ 大型後部反射器は、車両中心線上の鉛直面に対して対称の位置に取付けられたものであること。</p> <p>ただし、後面が左右対称でない自動車に備える大型後部反射器にあつては、この限りでない。</p> <p>この場合において、縞模様のものにあつては、当該縞模様が車両中心線上の鉛直面に対して対称の位置、かつ、山形縞模様となるように取付けられていること。</p> <p>⑤ 大型後部反射器は、自動車の後面に当該大型後部反射器の反射面を後方に向けて、かつ、当該大型後部反射器の下端が水平になるように取付けられていること。</p> <p>⑥ 大型後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部にゆるみ等 7-82-2 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられた大型後部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた大型後部反射器であつてその性能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 133 条第 4 項関係）</p>	<p>② 大型後部反射器は、その下縁の高さが地上 250mm 以上（セミトレーラであって、自動車の構造上、大型後部反射器を地上 250mm 以上の位置に取付けることができない場合には、地上 250mm より下のできるだけ高い位置）となるように取付けられていること。</p> <p>③ 大型後部反射器は、車両中心線上の鉛直面に対して対称の位置に取付けられたものであること。</p> <p>ただし、後面が左右対称でない自動車に備える大型後部反射器にあつては、この限りでない。</p> <p>この場合において、縞模様のものにあつては、当該縞模様が車両中心線上の鉛直面に対して対称の位置、かつ、山形縞模様となるように取付けられていること。</p> <p>④ 大型後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部にゆるみ等 8-82-2 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>(2) 大型後部反射器の性能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 211 条第 4 項関係）</p> <p>8-82-4 適用関係の整理 7-82-4 の規定を適用する。</p>
<p>7-82-4 適用関係の整理 (1) 平成 23 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、7-82-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

第41条の2第2項及び第3項関係)

7-82-5 従前規定の適用①

平成23年8月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第41条の2第2項及び第3項関係)

7-82-5-1 装備要件

貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が7t以上のものの後面には、7-82-5-2の基準に適合する大型後部反射器を備えなければならない。

7-82-5-2 性能要件

(1) 大型後部反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 大型後部反射器は、反射部及び蛍光部から成る一辺が130mm以上の長方形であること。
- ② 大型後部反射器の反射部の面積(2以上の大型後部反射器を備える場合は、その和)は、800cm²以上であること。
- ③ 大型後部反射器の蛍光部の面積(2以上の大型後部反射器を備える場合は、その和)は、400cm²以上であること。
- ④ 大型後部反射器は、夜間においてその後方150mの位置から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を当該照射位置から確認できるものであること。
- ⑤ 大型後部反射器は昼間においてその後方150mの位置からその蛍光を確認できるものであること。
- ⑥ 大型後部反射器による反射光の色は、黄色であること。
- ⑦ 大型後部反射器による蛍光の色は、赤色であること。
- ⑧ 大型後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。

(2) 次に掲げる大型後部反射器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

- ① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた大型後部反射器
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている大型後部反射器
- ③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた大型後部反射器
- ④ ③に準ずる性能を有する大型後部反射器

7-82-5-3 取付要件

(1) 大型後部反射器は、7-82-5-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

- ① 大型後部反射器の数は、4個以下であること。
- ② 大型後部反射器は、その上縁の高さが地上1,500mm以下となるように取付けられていること。
- ③ 大型後部反射器は、車両中心線上の鉛直面に対して対称の位置に取付けられたものであること。
ただし、後面が左右対称でない自動車に備える大型後部反射器にあつては、この限りでない。
- ④ 大型後部反射器は、自動車の前方に表示しないように取付けられていること。
- ⑤ 大型後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-82-5-2(1)に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。

(2) 指定自動車等に備えられた大型後部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた大型後部反射器であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。